

6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成15～19年度）

(1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
一 般 会 計 歳 入 総 額	856 228	888 975	890 003	844 127	845 535
租 税 及 び 印 紙 収 入	432 824	455 890	490 654	490 691	510 182
官 業 益 金 及 び 印 紙 収 入	165	166	160	160	161
政 府 資 産 整 理 収 入	4 408	4 026	3 321	2 754	2 943
雑 収 入	29 234	41 925	43 170	41 016	48 756
公 債 収 入	353 450	354 900	312 690	274 700	253 820
前 年 度 剰 余 金 受 入	36 147	32 068	40 007	34 807	29 672
決 算 調 整 資 金 受 入	-	-	-	-	-

(資料) 財務省「決算の概要」

(備考) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国 税 収 入 総 額	453 694	481 029	522 905	541 169	526 558
一 般 会 計 分	432 824	455 890	490 654	490 691	510 182
所 得 税 分	139 146	146 705	155 859	140 541	160 800
源 泉 税 分	113 926	121 846	129 558	114 943	129 285
申 告 税 分	25 220	24 859	26 301	25 598	31 515
法 人 税	101 152	114 437	132 736	149 179	147 444
相 続 税	14 425	14 465	15 657	15 186	15 026
地 価 税	3	2	2	7	2
消 費 税	97 128	99 743	105 834	104 633	102 719
酒 税	16 842	16 599	15 853	15 473	15 242
た ば こ 税	9 032	9 097	8 867	9 272	9 253
揮 発 油 ガ ス 税	21 821	21 910	21 676	21 174	21 105
石 油 ガ ス 税	143	143	142	140	137
航 空 機 燃 料 税	910	880	886	905	880
石 油 炭 炭 税	4 783	4 803	4 931	5 117	5 129
電 源 開 発 促 進 税	-	-	-	-	3 522
自 動 車 重 量 税	7 671	7 488	7 574	7 350	7 399
関 税	8 029	8 177	8 857	9 440	9 410
と 他 の 税 入	88	90	91	93	96
そ の 収 入	1	1	0	0	0
印 紙 税	11 651	11 350	11 688	12 181	12 018
交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 分	7 341	11 511	18 475	37 246	7 135
所 得 税 (譲 与 分)	-	4 249	11 159	30 094	-
地 方 道 路 税	3 087	3 101	3 112	3 057	3 018
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)	143	143	142	140	137
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分)	165	160	161	165	160
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)	3 835	3 744	3 787	3 675	3 699
特 別 と 他 の 税	110	113	114	116	121
石 油 及 び エ ネ ル ギ 一 需 給 構 造 高 度 化 対 策 特 別 会 計 分	421	442	446	33	-
原 油 等 関 税	421	442	446	33	-
電 源 開 発 促 進 対 策 特 別 会 計 分	3 663	3 726	3 592	3 630	-
電 源 開 発 促 進 税	3 663	3 726	3 592	3 630	-
道 路 整 備 特 別 会 計 分	7 033	7 072	7 408	7 393	7 099
揮 発 油 税	7 033	7 072	7 408	7 393	7 099
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 分	2 411	2 389	2 329	2 176	2 142
た ば こ 特 別 税	2 411	2 389	2 329	2 176	2 142

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

(備考) 1 石油石炭税は、15年度税制改正において新たに石炭を課税対象としたことに伴い、石油税が改称されたものである。

2 所得税(譲与分)は、所得税から個人住民税への税源移譲の実施に伴い、18年度をもって廃止された。

3 平成19年度より石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計が統合するとともに、電源開発促進税が電源開発促進対策特別会計に直入されている構造を改め、電源開発促進税収を一般会計に組み入れた上で、必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとなった。

4 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。